

委員会からのお知らせ

第175回食品安全委員会議事概要

平成19年1月25日(木) 14:00～14:45

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

1) 新開発食品 毎日コツコツふりかけ

・厚生労働省から説明。

・新開発食品専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1) 骨粗しょう症になるリスクを低減することを特定の保健の目的とするふりかけ形態の食品です。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 添加物 次亜塩素酸水

2) 遺伝子組換え食品等 L-バリン

3) 遺伝子組換え食品等 L-ロイシン

1) 「今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2)、3) 『E. coli K-12株由来の突然変異株を宿主としたVAL-No.1株由来のL-バリン《L-ロイシンについては、LEU-No.1株由来のL-ロイシン》』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』の附則『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断される。なお、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』(本則)による評価の必要はないと判断される。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

1) 殺菌料で、塩酸又は食塩水を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液です。同様のハロゲン系の殺菌料として、次亜塩素酸ナトリウム及び高度サラシ粉が食品添加物として指定されています。

2)、3) 栄養分の補給を目的として、飲料や調味料等に使用される添加物(アミノ酸)です。

(3) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に関する平成19年度評価依頼予定物質について(報告)

・厚生労働省から報告。

・平成19年度に食品安全委員会に健康影響評価を依頼する予定の物質について報告があった。また、18年度の依頼計画物質について、仮に年度末に積み残しがある場合には、残された物質を含めて新たな19年度計画を作成し、報告するよう依頼した。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)